

「信州消防団員応援ショップ推進事業」実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長野県内の消防団員及びその家族（以下「団員等」という。）に対するサービス等の提供、並びに店舗及び施設等（以下「応援ショップ」という。）に関し、必要な事項について定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この制度は、長野県が公益財団法人長野県消防協会と相互に協力し実施するものとする。

(応援ショップに関する基本的な考え方等)

第3条 応援ショップは、第1条の趣旨に賛同し、自主的にサービス等を提供するものとする。

2 この要領におけるサービス等とは、団員等が受けることができる利用料金及び商品価格の割引、記念品や飲食物の進呈及び買い物ポイント加算等をはじめとした各種サービスのことをいう。

(登録)

第4条 応援ショップに登録しようとする店舗及び施設等は、別紙信州消防団員応援ショップ登録申込書（以下「登録申込書」という。）を長野県危機管理部消防課長（以下「消防課長」という。）あて提出するものとする。ただし、次に掲げる店舗及び施設等については、登録を行わないこととする。

- (1) 各種法令等に違反しているものまたはその恐れのあるもの
- (2) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者が経営するもの
- (3) 宗教活動及び政治活動に関するもの
- (4) 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、消防課長が応援ショップへの登録が適当でないと認めるもの

(表示証の交付)

第5条 長野県は、応援ショップの登録を行ったときは、当該事業所に表示証を交付する。

(表示証の表示)

第6条 応援ショップは、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- (1) 表示証を交付された店舗等の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、映像その他の広告

(団員カードの交付)

第7条 長野県は、団員に対し、別に定める長野県内の団員であることを示すカード（以下「団員カード」という。）を交付するものとする。

2 団員カードの汚損・紛失等により再発行を希望する団員は、再交付申請書を所属する消防団を所管する市町村を通じて消防課長に提出することにより再交付を受けることができる。

(団員カードの有効期限)

第8条 有効期限は、発行日から3年以内で、団員カードに記載する日までとする。ただし、有効期限前に消防団を退団したときは、その日までとする。

(団員カードの提示)

第9条 団員等は、応援ショップからサービス等の提供を受ける場合に、団員カードを提示しなければならない。また、応援ショップは、団員カードを提示した団員に対して、その身分等を証明する書類の提示を求めることができる。

(登録店舗等の公表)

第10条 長野県は、応援ショップの名称等について、ホームページ等により公表するものとする。

(登録の取消し)

第11条 長野県は、応援ショップが事業を廃止したとき、又は第4条に定める登録要件を満たさなくなったとき、その他、応援ショップとしての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

2 第1項の規定により登録を取り消された応援ショップは、速やかに表示証を長野県へ返還しなければならない。

(協力又はサービス等の提供の停止・変更)

第12条 応援ショップは、団員及びその家族に対するサービス等を停止又は変更することができる。この場合において、応援ショップは長野県にその旨を連絡しなければならない。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は消防課長が定める。

附 則

この実施要領は、平成27年5月12日から施行する。